様式第14号（第22条関係）（第1面）

失業認定申告書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

※ 帳票種別　11203

（あてはまるものに〇をつけ、必要なことがらを記入してください。）

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。

ア　した　（就職又は就労をした日は〇印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。）

イ　しない

月							
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

月							
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分か）などを記入してください。

収入のあった日　月　日	収入額　円	何日分の収入か　日分
収入のあった日　月　日	収入額　円	何日分の収入か　日分
収入のあった日　月　日	収入額　円	何日分の収入か　日分

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。

ア 求職活動をした

(1)求職活動をどのような方法で行いましたか。

求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
（ア）公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等 （イ）民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 （ウ）労働者派遣機関による派遣就業相談等 （エ）公的機関等による職業相談等			

(2)(1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
（電話番号　）				（ア）知人の紹介 （イ）新聞広告 （ウ）就職情報誌 （エ）インターネット （オ）その他	
（電話番号　）				（ア）知人の紹介 （イ）新聞広告 （ウ）就職情報誌 （エ）インターネット （オ）その他	

イ 求職活動をしなかった　（その理由を具体的に記載してください。）

4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。

ア　応じられる

イ　応じられない　→　イに〇印をした人は、すぐに応じられない理由を第２面の注意の8の中から選んで、その記号を〇で囲んでください。　（ア）　（イ）　（ウ）　（エ）　（オ）

5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。

ア　就職	（１）公共職業安定所又は地方運輸局紹介 （２）職業紹介事業者紹介 （３）自己就職 月　日より就職（予定）	（就職先事業所） 事業所名（　） 所在地（〒　）
イ　自営	月　日より自営業開始（予定）	電話番号（　）

雇用保険法施行規則第２２条第１項の規定により上記のとおり申告します。

平成　年　月　日（この申告書を提出する日）

公共職業安定所長
地方運輸局長　殿

受給資格者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

支給番号（　）

※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄				
1.支給番号	―　―	2.未支給区分（空欄　未支給以外／1　未支給）		3.待期満了年月日　年　月　日
4.支給期間	（初日）年　月　日 ～ （末日）月　日	5.内職又は手伝いによる収入	（労働日数）日	（収入額）円
6.基本手当支給日数	日	7.就業手当支給日数	日	8.就業手当に相当する特別給付支給日数　日
9.就職年月日―経路	年　月　日　―			

次回認定日・時間	認定対象期間	※連絡事項
月　日　時から　時まで	月　日～　月　日	

備考	取扱者印	操作者印

注　意

１　この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。

２　申告は正しくすること。**申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出**した場合には、以後**失業等給付を受けることができなくなる**ばかりでなく、**不正に受給した金額の返還**と更にそれに加えて**一定の金額の納付**を命ぜられ、また、**詐欺罪**として刑罰に処せられることがあること。

３　１欄及び３欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいうものであること。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいうものであること。

４　１欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として１日の労働時間が４時間以上のもの（４時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること（無償のボランティア活動など下記５に該当するものを除く。）。

５　１欄及び２欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として１日の労働時間が４時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であって、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの（１日の労働時間が４時間以上であっても、１日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものであること。

　なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も１欄に記載すること。

６　３の⑴欄には、(ア)～(エ)により求職活動を行った場合にそれぞれについて「活動日」、「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載すること。なお、(イ)～(エ)の民間職業紹介機関、労働者派遣機関、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に、機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載すること。

７　３の⑵欄には、３の⑴欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。

　また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。

８　４欄の「イ　応じられない」に〇印をつけた人は、その理由を次に掲げる(ア)～(オ)の中から選んで、４欄に記載してある記号のうち該当するものを〇で囲むこと。

(ア)　病気やけがなど健康上の理由

(イ)　個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため）

(ウ)　就職したため又は就職予定があるため

(エ)　自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため

(オ)　その他

　なお、(オ)を〇で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の（　）内に具体的に記載すること。

（　　）

９　受給資格者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

10　※印欄には、記載しないこと。